



ISSN 0385-0838

第 162 号

発行所

亜細亜大学アジア研究所  
東京都武蔵野市境 5-24-10  
電話 0422 (54) 3111  
郵便番号 180-8629

# エリゼ・ルクリュ 『新世界地理―地球と人間』について

柴田 匡 平

フランスの地理学者エリゼ・ルクリュ（一八三〇―一九〇五）はアナキズム思想家としても著名で、多くの著作を遺しましたが、代表作とされるのは、一八七五年から一八九四年にかけてパリ・アシェット社が刊行した一九冊の『新世界地理―地球と人間』です。合計

一万七〇〇頁弱（平均九〇〇頁弱）の長大な著作で、独筆の世界地誌としては、その後に見えない分量と思われれます。ほぼ年一冊のペースで刊行されましたが、タイプライターが実用化される以前のこと、恐るべき健筆と言つてよいでしょう。第一六巻『アメリカ合衆国』（次回配本予定）の原著あとがきを見ますと、毎週校正刷りが届いていたようでもあり、だとすると、まったくの書き下ろしだったかもしれません。版

元アシェット社に原稿が残っているなら、いつか実見できればと思っております。

文章は平明寛濶なもので、読み飽きるということがなく、ルクリュ研究者でいらつしやる野澤秀樹九州大学名誉教授が「水の流れのごとく、小気味よい感覚で読み進むことができる」（エリゼ・ルクリュの地理学体系とその思想―地理学評論 59 (Ser.A) -II, p.641②）と評されたのは至当だと思います。とりわけ見事なのが地形の記述で、河川の流路や海岸線、山系の描写は簡にして要を尽くし、かつヴィヴィッドでありまして、さすが近代地理学の祖のひとり、カール・リッター門下（短期間だったようですが）と感じます。地図は木版で、地形図はいわゆるケバ図です（図版 1、『東アジア』二九頁図四の原図）。原

## 目次

- エリゼ・ルクリュ  
『新世界地理―地球と人間』について  
……………柴田 匡平 …… (1)
- フィリピン最高裁が比米防衛協定を合意に  
……………野沢 勝美 …… (4)
- 書評論文 M・ピルズベリ『China 2049』  
―米中関係の行方を探るための有益な示唆―  
……………友田 錫 …… (6)
- (書評) エリゼ・ルクリュ著・柴田匡平訳  
『東アジア(清帝国・朝鮮・日本)―  
ルクリュの一九世紀世界地理』  
……………青山 治世 …… (8)
- 韓国の産経新聞名誉毀損事件と情報通信網法  
……………田中 俊光 …… (10)
- 『アジアの窓』ブリアート族の「一村一品」  
……………西澤 正樹 …… (12)

著第一巻『南ヨーロッパ』（未刊）のみはグリニツチ子午線からの経度を用いています。後にはパリ子午線とグリニツチ子午線からの経度



図版 1

を上下に示しており、興味深い点です。当時のフランス人読者の便、ないし愛国心を考慮したのかもしれない。また図の下に基準距離を線で示すのは、縮尺の活字が不鮮明な場合（しばしばみられます）に読者の助けになります。

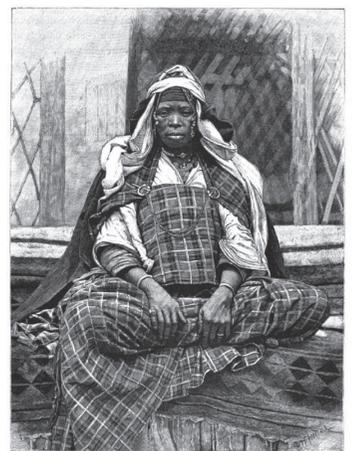
拙訳ではほぼ原寸での再現を心がけました。地形図が主で、主題図も混じりますが、多い巻だと二〇〇点以上、少ない場合でも一〇〇点を超え、全巻で三四〇〇点弱、平均一八〇点に達します。第二巻『フランス』（未刊）までは色々な製図師が担当したようですが、それ以後はスイス人製図師シャルル・ペロン（彼もアナキストでした）の手になるものが大半を占めます。ほぼ毎年刊行したのですから、単純には二日一枚の版下を作成した勘定になります。元図の選定、縮小と作図、そして版刻という手順を考えれば、よほど効率的な製作システムなしには不可能だったでしょう。

都市図などには大縮尺、すなわちあまり縮小していない図があり、大型の世界地図帳でも地名のすべてを参照するのは無理と思われる。幸い今日のインターネットでは衛星画像を自在な縮尺のもと閲覧できますので、当時と比較するとすこぶる興味深く、時の経つのを忘れて見入ってしまいます。なお、欧文名称に「Plan」を付加して画像検索を行なうと、各地の色々な時期の地図を索出できます。たとえば北アフリカ方面では、フランス植民地時代の地図のほか、第二次大戦中に米軍が作

成した地図が見出され、徹底した情報収集能力が窺われるとともに、ルクリュ当時とあまり変わらぬ街路だったことも知られます。

カラー地図は各巻に数枚が綴じ込まれています。寸法と縮尺はさまざまで、大きな折り込み地図もありますが、惜しいことに年月を経て劣化し、変色や褪色が著しい場合もあるため、拙訳では原寸再録をあきらめ、巻頭のカラー図版に縮小して紹介するにとどめました。該当巻が対象とする地方全図は作成が間に合わなかったときもあるらしく、次巻に掲載する例もみられます。同様に、後半の巻では時に節立てが省略、あるいは欠落するように見えるものがあり、版組みに時間の余裕が少なかったかもしれない。しかし千頁内外の大著がさしたる破綻もなく、兎にも角にもめでたくまとめられているのは、百科全書派を生んだお国柄とはいえ、やはりルクリュの筆力の賜物でしょう。

挿画も木版で、各巻平均七五葉（合計一四三五葉）が収められています。題材は景観や往古の記念建造物、そして民族衣装を着用した典型像などです。写真製版が可能になる直前にかけてのもので、精粗に差がありますが、非常に細密な作品もあり、フランス木版画のひとつの頂点を示しているように思われます（図版 2、ピスクラの解放奴隷の女性、『北アフリカ 2』五四二頁挿画 [17]）。大半は頁大（ほぼ A4 サイズ）の寸法で、裏白になっており、版画をそのまま綴じ込んでいます。インターネットで検



LIBRAIRIE — SÉBASTIEN APPELLE  
Cours de Paris — Avenue des Minimes de St. Germain.

図版 2

索すると、同じ絵柄の版画が単体でオークションに掛けられている例があり、原著から切り離し、彩色などを施して額装したらしく思われます。風景にくらべ、ヨーロッパを扱う第五巻までは人物像がやや典型的で、小説の挿絵のように見えますが、それ以後は迫真性を帯び、「映像の世紀」を予感させる水準に達しています。

挿画の原図は現地での写生画だったり、写真だったりさまざまです。原著第七巻『東アジア』ではイギリスの写真家ジョン・トムソンが清国で撮影した写真や、日本の章では幕末から明治初期にかけて横浜で写真館を営んだフェリーチエ・ベアトのものが多用されています。第八巻『インドおよびインドシナ』（次々回配本予定）では、現在もコルカタで営業する最古の写真館ボン&シェファードの写真がしばしば登場します。ただし、もとの写真の正確な複写とは限らず、人物や事物の配置に多少の変改が加えられている例が見受けられます。図版 3



図版 3

は第七巻に「東海道の眺め」の題で収められています。もとになったと思われるベアトの写真は「生麦事件の現場」として幕末史に著名な画像で、人物と挟み箱の位置が異なります。こうした加工のあとを見出すのも、本シリーズのひとつの楽しみ方かもしれません。

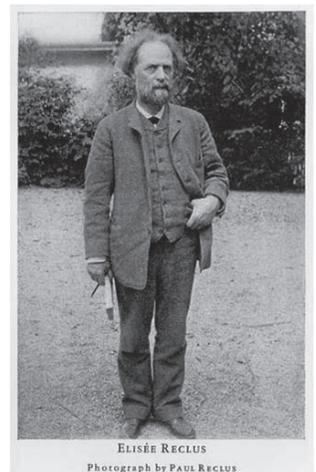
各章の構成はほぼ一様で、定型としては対象地域（国）を総説したのち、自然、住民、都市と集落、物産、行政の順に記述し、最後に行政区分と人口統計を示します。自然はまず山系について水系、気候、植物相、動物相を叙述します。住民の記述順はルクリュ独特で、少数民族への言及が支配的な住民集団に先立つただけでなく、ほぼ例外なく、より充実しています。ひとつの

理由は、虐げられた境遇の人々が、しばしば征服された先住民の末裔であるからかもしれません。差別的な民族名を用いざるを得ない際にも、支配的な住民集団による蔑称であることに必ず言及しており、フランス人の麗質を感じさせます。

都市と集落に関する箇所では、流域別（水系別）に記述するのが特徴的と思われます。ひとつには、当時の物流にまだ水運が大きな比重を占めていたこと、また農業地域としてのまとまりも水系が基本軸であることが理由と思われるが、もうひとつには、流域に分けて地表面を抜け漏れなくカバーするという着想があつたかもしれません。

地名は現呼称と異なるばあいが散見されます。「金沢」が Kanazawa と、ヨーロッパ風の訛音になっていたり、英独の旅行家が音写したものをフランス語の綴字法に書き換えてあるなど、古書ゆえの特徴ですが、一九六〇年代以降に国名になった地名が用いられることも多く、訳出には注意が必要と感じます。例としてはリビア（エジプト以西の北アフリカ古称）、マウレタニア（ほぼ現マグリブ）、スーダン（ブラックアフリカ地域、いわゆる歴史的スーダン）、東インド（ほぼパキスタンからジャワ島）などです。

ルクリュの人となりや人生については、石川三四郎『アナキスト地人論—エリゼ・ルクリュの思想と生涯』書肆心水、二〇一三年、があるほか、野澤秀樹名誉教授による思想研究のご業績があります。気難しい人物ではなかったよう



図版 4

で、同時代人ジュール・ヴェルヌの小説『グラント船長と子供たち』に登場する地理学者パガネルが彼をモデルにしたとも言われます。質素な暮らしぶりと伝えられ、遺影（図版 4）を見ても暖衣飽食とはほど遠く、どこか庭師かといった風情ですが、小柄ながら眼光は炯々たるもので、気力の横溢が窺われます。

振り返れば過去は確定した一本道ですが、それぞれの時点では常にあらゆる不確実性と可能性のもとにあつたはずで、一四〇〇〜一二〇〇年前の世界を統一的な視点と手法で記述したルクリュの『新世界地理』は、当時から現在に至る世界各地の空間的、社会的変化がどの程度まで必然的、ないし不可避だったのか、あらためて考えさせてくれる巨細なスナップショットなのかもしれません。それはまた、「地球と人間」のみならず、諸国民や民族の関係における将来の蓋然性を見通し、指針を構想する際にも、有用な作業のように思われます。

（信州大学学術研究院社会科学系教授）

# フィリピン最高裁が比米防衛協定を合憲に

野 沢 勝 美

二〇一六年一月二日、フィリピン最高裁判所は比米防衛力強化協定(EDCA、以下「比米防衛協定」)を合憲であるとの判決を言い渡した。同協定は一四年四月にフィリピンとアメリカの間で締結され、米軍による一時的施設の建設、国軍施設の利用拡大、比米合同演習の強化などが盛り込まれている。一九九二年に在比米軍基地は撤収されたが、今回判決で米軍による事実上の駐留に道が開かれたことになる。

今回判決は、中国による南シナ海における人工島埋立、滑走路建設、レーダー装置設置など実効支配を契機としたものである。中国による脅威が米軍のフィリピン駐留を促す結果をもたらしたと言える。以下では、今回判決に至る経緯と今後の課題を中心に述べる。

## 南シナ海問題で米軍のプレゼンスが再登場

今回判決は比米相互防衛条約および後述の訪問米軍地位協定(VFA)を補完する行政協定であり、米軍基地の存在を認めるものでなく、憲法に定める上院の批准を必要とせず合憲としたのである。しかし合憲性をめぐり強い反対があり、締結から一年九ヶ月を要したのである。

歴史的にも米軍基地問題は、フィリピンにとって安全保障の根幹であった。とりわけ東西冷戦下でスービック海軍基地、クラーク空軍

基地は重要な役割を果たしてきた。ところが一九四七年に比米軍基地協定の満了後、基地存続の新協定が比上院で批准されず、九二年に米軍はスービック基地を含む全ての基地を撤収した。この背景にはナシヨナリズムの高揚があった。基地存続のため当時の米レーガン大統領がマルコス独裁政権を支持し続けたことが、政治混乱の要因との認識が高まったのである。かくしてフィリピンは外国軍基地のない国家体制を築き、真の自立的外交の基盤を整えたのである。

ところがその後の状況は大きく転換した。米軍撤収による空白に乘じ、九五年に中国による建造物の存在が南沙(スプラトリー)諸島のミスチーフ礁で明らかになり中国の領海侵犯が表面化したのである。その後も断続的に中国漁船の領海侵入があり、脆弱な国防力ではこれらに対応が難しく、比政府は九八年に米国と訪問米軍地位協定(VFA)を締結し、翌九九年に比上院がこれを批准した。この結果、米軍人に外交官と同じく刑事訴追免除の特権が付与され、南沙諸島周辺で比米合同軍事演習が開始された。米軍との協力体制が回復したのである。

比米合同軍事演習は、バリカタンと名づけられ、その目的は人道的課題の対処、海洋法の実施、自然環境の保護などであった。バリカタンの当初の対象は、ミンダナオ島でのイスラム教

徒による外国人誘拐犯罪組織アブサヤフの壊滅で毎年実施された。バリカタンはその後に規模を拡大、南沙諸島を対象とする合同軍事演習に質的变化している。後にはオーストラリア軍が参加した。しかし二〇〇〇年代は南沙諸島の状況は小康状態で対応は抑制されたものであった。しかしながら、南シナ海の状況は楽観できなくなつた。一二年四月にフィリピンが領有権を主張するスカボロー礁で違法中国漁船の拿捕をめぐり比海軍と中国警備艇が対峙した。周辺状況は厳しいものとなつたのである。中国の力による一方的な現状変更は拡大し、現在では、南沙(スプラトリー)諸島での人工島造成、滑走路建設、および西沙(パラセル)諸島でのレーダー配置、地对空ミサイルの配備にまで拡大している。

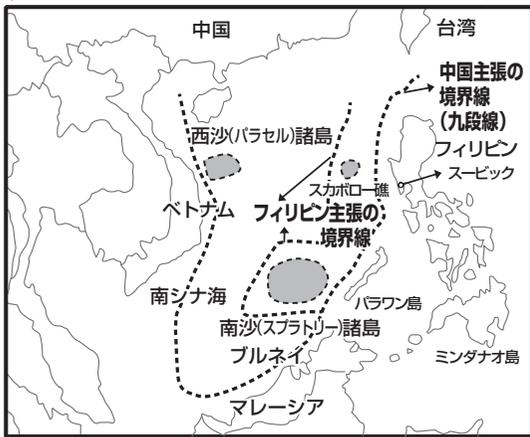
また、一二年七月には中国海南省が南シナ海の南沙、西沙、中沙からなる「三沙市」を一方的に新設し、中国が南シナ海を領有するとして九段線(図参照)で囲んでいる。加えて海南省は一四年一月から外国漁船に対し操業前の承認を定め、南シナ海を中国の内海としたのである。

## アキノ政権は国防力強化で同盟国の支援依存

一〇年に発足したアキノ政権は南シナ海情勢の緊迫化に直面したが、外交では国際法に準拠し平和的解決をはかるとしている。一三年一月には領有権問題を国連海洋法条約(UNCLOS)に則してハーグの国連常設仲裁裁判所に申立て、領有権の帰属、排他的経済水域(EEZ)での経済活動の確保を求めている。一方中国は「歴史的権利」を領有権の根拠としている。

南シナ海の領有をめぐっては、中国、台湾、フィリピン、ベトナム、マレーシア、インドネシア、ブルネイがそれぞれの島嶼で領有権を主張して

(図) 南シナ海における中国、フィリピンが主張する境界線



(出所) 筆者作成。

いる。このため、ASEANは中国が一二年に合意の「南シナ海における関係諸国行動宣言」とおり未解決事項の力での脅迫を自制し、行動宣言を具体化する「行動規範」の策定を中国に迫っている。最近ではASEAN首脳が一六一年一月にオバマ米大統領と会談し、南シナ海の非軍事化を明記した共同文書を採用した。

安全保障ではアキノ政権は国防力強化に着手した。まず国防予算の増大をはかり(一〇年水準の二倍)、装備では韓国製の戦闘機を一二機、ヘリコプター八機、フリゲート艦二隻の購入の決定している。また、日本の海上自衛隊の練習機五機の貸与も予定されている。

国防力の絶対的不足は同盟国に依存することになる。最初に述べたように、一四年に比米防衛協定に調印し、今回の最高裁判決に際しては米側はこれを歓迎すると表明し、防衛協定に基づく支援供与を確約した。すでに両国政府は、

米軍が利用できる国軍基地計五カ所を選定、合意した。なお有力候補地のスービック、クラーク両基地は含まれなかったが今後交渉で追加されるかは不明である。これらに先立ち〇八年にオーストラリア政府と地位協定を締結している。

### 経済面では現実的な対中関係を堅持

アキノ政権は安全保障で対中関係は厳しい状況にあるが、経済では近年好調な経済の持続を優先し現実的な関係維持に務めている。

フィリピンは中国の主導するアジアインフラ投資銀行(AIIB)への参加を一五年一二月末に決定した。経済発展にインフラの量的拡大が不可欠との認識があるからである。

フィリピンと中国の貿易をみると、一三年の対中輸出額は全体の二二・四%で日本、アメリカに次ぎ三位を占めている。対中輸入額は同一二・九%で一位の座を占めている。特徴なのはその伸び率で、一〇年に比較し輸出は二二・七%増、輸入は七四・四%増であり、今後最も著しい増加が見込まれている。

また、直接投資の国別認可額で中国は〇・四%と少ないが、対中進出は盛んで近年は華人系企業の対中進出事例が顕著である。

### 米中の挟間での大統領選挙

南シナ海問題の背景にあるのは米中対立である。中国は公海への出口の確保であり、このため力による現状変更し領有権の主張をはかっている。一方、アメリカは世界的な優越性を支える「公海における航海の自由」を譲らない。

かかる構図のもと、アキノ政権はASEAN諸国と歩調を合わせ平和的解決を選択した。一方で、比米防衛協定による国防力支援をもって中国

の力による現状変更の抑止力とするとした。これらに比国民は如何に判断するのであろうか。

五月実施予定の大統領選候補者五人の見解をみる。いずれの候補も外交では国連常設仲裁裁判所の審判を前提とした平和的解決との点では共通するが、安全保障での見解は異なる。アキノ大統領の後継候補とされるマヌエル・ロハス前内務自治長官は現行法体系の枠組による平和的解決を訴える。有力候補のグレース・ポー上院議員は現況は外交交渉による解決を超えており、紛争海域への沿岸警備艇派遣など国防能力向上を掲げる強硬路線である。ジェジュヨ・マル・ピナイ現副大統領は親中派とされ比中二国間の対話交渉を提案する。ロドリゴ・ドゥテルテ現ダバオ市長も同様に対中関係緊迫は地元経済に不利と二国間の対話交渉を提案する。ミリアム・サンチャゴ上院議員は米国との訪問外国軍地位協定(VFA)は憲法違反で見直し、中国との二国間交渉を提案する。五人中三人が中国が提案する二国間対話を主張し、論点は二分した。

セオドア・フレンドは六八年に『二つの帝国の挟間で』を著し、太平洋戦争期に日米の挟間に置かれたフィリピンの苦難を書いた。これは今日のフィリピンの置かれた状況を想起させる。

九二年の米軍基地撤収は真の自立的外交展開の好機であった。しかし比政府は中国の力による脅威を前に同盟国米国との防衛協定に踏み切ったのである。米中の挟間でフィリピンは訓練に直面している。五月九日の大統領選挙の結果、さらには五月中にも予定される国連常設仲裁裁判所の判決を経て、フィリピンは潜在するナシヨナリズムに向き合うことになるのである。

(のざわ かつみ・アジア研究所嘱託研究員)  
(三月三〇日記)

# 書評論文 M・ピルズベリー『China 2049』 —米中関係の行方を探るための有益な示唆—

友 田 錫

二十一世紀の世界を展望するとき、アジア・太平洋地域に限っていえば、その行方の鍵をにぎっているのはアメリカと中国の関係である。本書は、新しい中国、すなわち中華人民共和国誕生後の米中関係の来し方、行く末を考える上で、きわめて重要な示唆に富んでいる。

本書の原題「The Hundred-year Marathon: China's Secret Strategy to Replace America as the Global Superpower (『100年マラソン：アメリカに代わって世界の超大国となるための中国の秘密戦略』Henry Holt and Company, LLC, New York 2015年2月刊)のいわんとするところは、まさに副題が示すように、中国が1949年の人民共和国建国以降、百年という長い歳月を設定して、アメリカを凌駕し世界の覇者となるための長期戦略を追求している、ということである。邦訳版(野中香方子訳、日経BP社2015年9月刊)の題名『China 2049』は、この100年マラソンの終わる2049年をとったのだろう。

著者のマイケル・ピルズベリーは、ニクソン政権登場いらい、国防総省、国務省、CIA(中央情報局)等で中国の戦略を研究、分析

してきた今日のアメリカの第一級の中国通である。とりわけ歴代政権の中国政策の策定とその進め方に直接に関与してきたという点で、アメリカの対中政策の生き証人といってよい。しかも、この間かなり長期にわたって、パンダ・ハガー(パンダを抱きしめる人、すなわち親中派)をもって自他共に任じていた。

そのピルズベリーがこれまでのアメリカの対中政策を批判する本書を世に問うたのは、中国の世界戦略を見抜けないでいるアメリカの対中認識のナイーブさと、その結果生じた誤りに対する危機感が、それだけ強かったからである。

## 二つの衝撃

この本を読んで、二つの面で衝撃を受けた。ひとつは、原題が示しているように、中国が100年マラソンという、気の遠くなるほどの長期の大戦略を追求しているとの指摘である。第二は、ニクソン政権いらいアメリカが、日本の認識をはるかに超える密度と熱心さで、中国の台頭とその成長に力を貸してきたという証言である。

衝撃の第一。ピルズベリーは、中国が世界に

覇権を確立するための100年マラソン戦略を追求しているとする根拠として、さまざまな情報や資料を挙げてはいるが、ここでは紙数に限りがあるので詳述は避ける。しかし、論述を読む限り、その信憑性はきわめて高いと思われる。

とりわけ興味深いのは、このマラソン戦略の展開において、毛沢東、鄧小平以下、中国の指導者や幹部らが、『孫子』や『戦国策』、はては『資治通鑑』などの歴史書を熟読し、戦略思考の範としてきたとされていることである。これらには欺瞞、策略の重要性も含まれており、それが現代中国の対米戦略の展開においても遺憾なく発揮されている、と著者はいう。

鄧小平が事あるごとに強調してきた唐時代の教え、韜光養晦(とうこうようかい)光を包み養ひ隠す)も、日本やアメリカの多くの研究者は単に「好機が来るまで力を蓄えておく」の意と解していたが、ピルズベリーによるとその本義は「才能や野心を隠し、古い覇権を油断させて倒し、復讐を遂げる」ことだという。

また、最高権力者の習近平は、権力の座に就くと早々に、米中間に「新しい大国間関係」を構築しようと提案した。この提案を見るにあたって、100年マラソンの終着点までアメリカに中国を対抗者と意識させないための詐術のひとつ、という冷めた見方が必要かもしれない。

衝撃の第二。1972年のニクソン大統領訪中以後、共和党政権であろうと民主党政権であろうと、一貫してアメリカは中国に軍事、経済、情報、それに技術の各分野で積極的に支援し、

協力してきた、とビルズベリーはいう。この証言の内容は、ニクソン政権らしい協力の策定が多くに関わってきた著者のものだけに、具体性において群を抜いている。ニクソン訪中の最中に、キッシンジャーが舞台裏で、中ソ国境沿いのソ連軍の配置やソ連の陸軍部隊、航空機、ミサイル、核戦力の情報を提供した、というくだりには、多くの研究者も驚いたことだろう。

中国の経済急成長の土台作りにも最も大きな貢献をしたのは、アメリカの影響力の強い世界銀行だった、という記述も興味深い。鄧小平は改革開放政策を打ち出して5年後の1983年、その成長の速度を上げるために世銀に協力を求めた。これに応えた世銀のチームが、国有企業の役割を重視しつつ市場主義を採り入れるという「国家資本主義」のシナリオをつくった、という。

### ナイーブな民主化への期待

もう一つ注目を引くのは、1972年のニクソン訪中にはじまる米中接近のイニシアチブを取ったのが、実はソ連の脅威におびえる中国だった、という指摘である。従来、ニクソン政権の方が、冷戦でソ連優位を確立し、かつベトナム戦争からの「名誉ある離脱」をはかるために、ソ連との対立が激化し、かつハノイの後ろ盾である中国に接近した、という説が支配的だった。

それはさておき、なぜアメリカはニクソン政権以降、あれほど中国支援に熱心になった

のだろうか。著者によると、最大の理由は、主要な政策決定者たちの間で、中国が改革開放路線を追求して行けば必然的に民主主義体制に到達するはずだという楽観的な思い込みが支配的だったからだ、という。

研究者の多くも、中国を「西洋帝国主義の気の毒な犠牲者」と見なし、「このような中国を助けないという願望と、(中国側の発する)善意に満ちた犠牲者という自己イメージを盲信する傾向がアメリカの対中政策の軸となり、大統領への提言にも影響を与えた」とビルズベリーはつけ加えている。もちろん、世界の人口の五分の一を占める巨大、かつ成長過程にある市場の引力も、政界と経済界に強く働いていた。

### 強まる対中警戒心

1989年6月、民主化と改革を求める学生らのデモが、当局の「血の弾圧」で粉砕された。天安門事件である。世界は驚愕した。しかしビルズベリーも含めて当時のブッシュ政権は、「基本的には鄧小平の改革姿勢は不変」と信じていた。

「わたしたちはタカ派の影響力を過小評価していた」と著者は明かす。実際には、鄧小平は共産党指導部の保守派に同調し、改革派に理解を示す党総書記、趙紫陽を解任した(この経緯と背景については『趙紫陽極秘回想録』邦訳光文社2010年1月刊、に詳しい)。以後、党指導部では「タカ派が主流」(著者)となった。

だが、ビルズベリーが親中派から対中警戒派に転向したのは、実に天安門事件から8年経っ

た1997年のことだった。中国側の誘いで、ビルズベリーら数人のアメリカ人研究者は、工業都市、東莞市近郊の村で行われた「民主的な選挙」を視察した。だがそこで彼らが目にしたのは、完全に官製、非民主的な選挙の実態だった。ビルズベリーは、自らの民主化への期待がいかにないぶであつたかを思い知らされた。

いまアメリカでは、中国への警戒心が次第に強まっている。中国が南シナ海で軍事拠点の構築を着々と進め、一帯一路構想の展開、アジア・インフラ投資銀行(AIIB)の設立など、第二次世界大戦後の国際秩序への挑戦と受け取れる兆候が目につくようになったからである。折りしも、最高権力者の習近平は「中華民族の偉大な復興の夢」をスローガンに掲げている。この習近平体制が続く限り、中国が100年マラソン戦略を捨てることはないだろう。

では、米中関係はこれからどう展開していくのだろうか。

2016年に入ってから、にわかに米中双方の国内情勢に不確定要素が表面化しはじめた。トランプ旋風が象徴するアメリカの政治・社会風土の乱調。中国の経済的困難の増大と習近平体制の水面上で展開されている権力闘争。いずれもその行方は両国の対外行動に大きく影響する。

米中関係の先行きは不透明さを増している。だが、いささかでも確かな見通しに近づくために、本書が与えてくれる示唆をじっくり噛み締め、検討することは有益であろう。

(ともだ せき・元アジア研究所教授)

〈書評〉エリゼ・ルクリュ著・柴田匡平訳  
『東アジア(清帝国、朝鮮、日本)——ルクリュの  
一九世紀世界地理』(古今書院、二〇一五年)

青 山 治 世

日本人は明治以来、とかく西洋人の眼を気にする。文明開化に明け暮れた明治時代は言わずもがな、敗戦の末、ふたたび世界の「一等国」に返り咲いて以降も、外国人、とりわけ西洋人の眼を通して日本の価値を再確認する風潮は、今もつて変わるところがない。

そんな一般的な日本人にとって、文明開化のさなかにあつた明治日本やそれを取り巻く東アジア諸地域が、西洋人からどのように見られていたかは、同時代人のみならず、現代の我々も興味をそえられるテーマである。

本書はそんな明治時代の日本や一九世紀後半の東アジアを、当時の西洋における一流の地理学者がどのように見ていたかを知る恰好の素材であり、それが今回初めて邦訳された意義は極めて大きい。

本書の著者エリゼ・ルクリュや彼が著した『新世界地理』全一九巻の刊行とその背景については、訳者の柴田匡平氏が本号に寄稿された文章ですでに詳しく紹介されているだろうから、ここでは割愛する。評者は中国や東アジアの近代史を専門としているため、本評は中国を中心とした東アジア近代史の視点から、本書とその邦訳の意義について感じたところを述べてみたい。

「隔絶」から「一体」の時代へ

今回邦訳された『東アジア』はルクリュ『新世界地理』の第七巻にあたり、一八八二年(明治一五年)に刊行されている。構成は、第一章「総説」、第二章「チベット」、第三章「中国トルキスタン」「東トルキスタン」「タリム盆地」(現在の新疆ウイグル自治区に相当)、第四章「モンゴル」、第五章「中国」、第六章「朝鮮」、第七章「日本」となっており、現在の国境線で区切れば、中国・モンゴル・北朝鮮・韓国・日本をすべてカバーしている。

当時の政治的区分でいえば、第二章から第五章までは清朝に属する地域にあたり、ルクリュもむろん「国家」としての清朝の存在を無視してはいないが、本の構成においてはあくまで地理的区分によって章を区切っており、それが政治的区分とはズレがある点は注目してよい。

ここでまず、一九世紀後半という時代にルクリュがどのような時代感覚や文明観でもって本書を執筆したのかを確認しておきたい。著者は第一章「総説」の中でこう述べている。

ヨーロッパ列強に対する日中兩國の關係が、どのような政治的、軍事的運命をもたらずにせよ、ひとつ確実なのは、東洋と西洋の諸国民がもはや一体である点

である。食料品や商品の交易、文明化した白人によるモンゴル地方への旅行と、中国人や日本人による欧米への旅行、恒常的な移住により、諸文明は相互に貫入しつつある。大砲がなしえなかつたことを、自由な交易がまったく別次元の効果でもつてなしとげ始めているのだ(一二頁、傍線は評者による)。

アヘン戦争や「黒船」という軍事的圧力によって、中国(清)と日本は一九世紀半ばまでにそれぞれ西洋列強によって「開国」させられ、いわゆる「世界の一体化」の中に組み込まれた。それは「西洋によるアジアの包摂」として西洋側からの一方的な視点で描かれることがかつては主流であつた。

しかし、この二、三〇年ほどはアジアの主体性に注目が集まり、西洋近代の到来に対して中国などアジア諸国が能動的に対応したり、西洋の商人などがアジアの秩序に「参入」といった歴史過程が描かれるようになった。

今でこそこうした「双方向性」に着目した歴史研究が盛んに行われているが、ここで引用したとおり、非西洋社会の文明化を「使命」とする風潮が横溢していた一九世紀のヨーロッパにあって、必ずしも西洋を中心とせず、アジアを受動的な存在としない視点をルクリュが持ちあわせて本書を書き上げたことは注目に値しよう。

「隔絶」の時代から「一体」の時代へと進む世界の趨勢を敏感に感じ取り、東洋の主体性や潜在力——それは容易に脅威にもなりうることも認めつつ——を肯定的に見ていたルクリュは、東洋(東アジア)を押し込めたり、東洋と西洋をふたたび引き離そうとすることは

もはやできないと主張し、そうである以上、「東アジア」や「黄色い住民」の研究が「最大限に重要なのである」（一六頁）と、本書の意義を強調して「総説」を締めくくっている。

### 流動化する「東アジア」をいかに切り取るか

一九世紀の西洋地理学的手法を駆使し、中国を含む「東アジア」の地理状況を網羅的に記述した本書は、同地域の地理情報として同時代的にも今日的にも大変貴重なものである。

また、時事問題にからむ現状分析や最新情勢の解説をも含む本書の叙述は、歴史研究の素材としても希有の価値を有する。その意味でルクリュの『新世界地理 第七巻 東アジア』が邦訳されたことは、日本における東アジア史研究の進展にも裨益することは間違いない。

ただ、時事問題に関する最新の情勢分析を豊富に含むという本書の「長所」は、視点を変えれば、一九世紀後半の、さらにその「一時期」の状況・情勢を切り取っているにすぎないという「短所」にもなり得ることを、現代の読者は承知しておかなければならない。

本書が執筆・刊行された一八八〇年前後は、清（中国）の対外関係が急速な変容を遂げていた時期にあたる。琉球・朝鮮・ベトナム・ビルマなどの「属国」をめぐる清と欧米・日本との紛争も次第に激化し、流動化の度合いを増していた。そうした時期に書かれた本書には、「属国」をめぐる清と諸外国との紛争に関わる情勢分析が多数記載されている。だが、当時の東アジア情勢が極めて流動的だったがゆえに、本書の記述の一部が極めて短い「一時的」な状況を示すものにすぎないことを、読者は注意して読む必要がある。

たとえば、第六章「朝鮮」の対外関係に関する部分は、対日関係・対中関係・対露関係の順に記述され、対日関係が筆頭になっている。その上で、「以上の三国のうち、朝鮮国民の運命に対する影響を率先しているのは日本である。半島住民と外界の橋渡しになる沿岸の諸寄港地に、日本による租借が認められたからだ」（二六二四頁）と解説されている（訳者はその末尾に「一八七六年の日朝修好条規による開港地を指す」と注記している）。

これをそのまま読むと、当時の朝鮮の「対外関係」のうちもつとも影響力が大きかったのは「対日関係」であるとの印象を受ける。たしかにルクリュがこう記した時点では、それは誤りではなかった。しかし、本書が刊行された一八八二年に起きた壬午軍乱（事変）をきっかけに、朝鮮に対する清の属国支配が強化され、日本の勢力は「後退」を余儀なくされる。これが後に日清両国が激突する直接的な要因となった。

よって、日清戦争に至る東アジアの近代史に習熟した上で本書を読めば問題はないが、そうした予備知識がないまま、単に「一九世紀世界地理」の書としてこの朝鮮の「対外関係」に関する記述を読むと、少なからぬ誤解を生ずることになる。とはいえ、韓国併合に至るより長い歴史過程から見れば、「朝鮮国民の運命に対する影響を率先しているのは日本である」とのルクリュの分析は、やはり遠見であったといえよう。

もう一点、現在の日本人が本書を眺めた際、おそらく多くの読者が違和感を覚えるであろう箇所がある。それは「先島諸島」が第五章「中国」第十節「台湾」の中で言及されている

ことである。これは、一八八〇年に日清間で行われたいわゆる「分島改約」交渉において、日本が先島諸島を清に割譲するかわりに、清は日清修好条規を日本の要求どおりに改定するという合意が、一旦は成立していたという「最新情勢」を反映したものであった（結局、清側が拒否してこの合意は成立しなかった）。

つまり、先島諸島が「台湾」の節の中で言及されていることも、本書が一九世紀後半の「一時期」の状況をそのまま反映していることの顕著な事例の一つなのである。とはいえ、やはりここでも、「現在のところ、先島諸島は中国にとつて、台湾の前衛の楯として以外の意味はほとんどない。つまり日本の侵略に対する政治境界である」（五三六―五三七頁）と記したルクリュの解説は、日本が先島諸島の一部として管轄している尖閣諸島をめぐる現在の「紛争」や、尖閣問題の論点を日清戦争前後の時期に据える現在の中国政府の姿勢を考える上でも、非常に示唆に富むものであるといえよう。

科学が分化する以前の西洋の博物学的な雰囲気をも分に残す本書を翻訳するには、訳者の側にも相応な博識が求められる。それを成し遂げられた訳者に改めて敬意を表したい。今後、他地域の巻の邦訳も続刊されるそうだが、評者もそれらを通して、専門以外の幅広い知識や知見を得られることを期待している。

最後に、評者の専門や能力、そして紙幅の関係から、東トルキスタン・モンゴル・チベット・朝鮮・日本に関する本書の豊富で充実した内容について、ほとんど論評できなかったことをお詫びして、本評を終えたい。

（あおやまはるとし・国際関係学部准教授）

# 韓国の産経新聞名誉毀損事件と情報通信網法

田中俊光

一昨年に韓国で起きた大型旅客船沈没事件は、国内外の報道を通じて日本にも伝えられ、若くして散った数多くの命を悼みながら、韓国社会に依然として蔓延る安全意識の低さに驚愕させられた。一方、救助活動で陣頭指揮を執るべき朴槿恵大統領が事故後七時間も公に姿を現さなかった事実が報じられると、大統領の危機管理体制の甘さに韓国世論は憤慨し、政権運営能力まで問われる事態となった。事故当時の大統領の所在はその後も曖昧であったことから、何か隠すべき秘事があったのではと世間で囁かれ、その風聞の一部を朝鮮日報の崔普植記者がコラムで紹介した。これについて、産経新聞ソウル支局長として当時ソウルに駐在していた加藤達也氏が、ネットニュースのかたちで朝鮮日報の記事を真偽不明の噂として引用した上で、既に朴政権の求心力弱化が進んでいることを指摘したところ、韓国の保守系団体が国家元首の名誉を毀損して国家を紊乱したとして加藤氏を刑事告発し、検察も情報通信網法第七〇条の名誉

毀損罪に該当するとしてこれを起訴する事件が起こった。事件が日本でも大きく報じられるなか、公人である大統領に対する疑惑報道の不寛容さが際立ち、特に韓国で反韓メディアとして認知されている産経新聞に対してのみ徹底追及し、噂の本来の発信元である朝鮮日報に対しては「報道の姿勢が異なる」という不可解な理由からお咎めなしとする差別的態度が見え隠れした日本とは異質な韓国司法のあり方に啞然とした人も多かったと思われる。本事件の経緯と公判での争点については、本研究所編「韓国新政権の中間評価と朝鮮半島情勢」（二〇一六年一月）での拙稿「国家元首に対する名誉毀損の刑事責任」韓国における産経新聞事件を中心に、で整理したが、論告求刑の段階で校了となったため、本稿ではその補完として昨年末の判決とその周辺について述べたいと思う。

昨年一〇月、三年半ぶりの日韓首脳会談がソウルで行われた。その席上で安倍首相は、産経

新聞事件について言及したという。当初一月二六日の予定であった判決期日は、証拠関係と法理的争点を慎重に検討したいという裁判所の意向により一二月一七日に延期された。また、判決に先立ち、韓国外交部が検察当局に対し、日本政府からの「善処」要請を公文で伝達したという。そして同日、加藤氏の無罪が宣告された。判決は、「外信記者という立場では韓国の記者と同程度の注意義務を払うのは困難ではあるが、それを理由に事実確認の義務が免除されるわけではなく、記者歴の長い加藤氏であれば記事を書く際に風聞が虚偽であることを未必的に認識していたとみるべき」としつつも、「事件当時に朴槿恵氏が大統領でなければ当該記事内容は書かれなかったと思われることから、記事に私人としての朴槿恵氏に対する誹謗目的があったと断定するのは困難」であり、また「旅客船沈没という重大な状況での大統領の行動は公的な関心事項であり、公職者に対する批判は保障されるべきで、憲法上の権利である言論の自由は広く認められるべき」として、起訴状記載の罪の成立を否定した。その上で、「無罪宣告は加藤氏の行為が妥当だという意味ではない。韓国大統領を弄び、韓国を戯画化する内容を作成しておきながら事実関係を確認しないことは不適切だった」と付言した。つまり、記事は韓国の政治状況を日本の読者に伝える目的で書かれ、誹謗目的があったと断定できないこと

から、そもそも情報通信網法第七〇条の名譽毀損罪の構成要件である「人を誹謗する目的」に該当せず、無罪と判断されたのである。

韓国の新聞各紙の論調はそれまで加藤氏に対して一様に批判的であったが、無罪判決が下るや一斉に政府と検察の過剰な対応や、大統領府の意向を忖度した検察の無理押し起訴を翌日付の社説で批判した。また、韓国における言論の自由を裁判所が明確にすることで国の品格が保たれたと評価する意見もあった。

一方、朝鮮日報は社説で無罪判決を取り上げず、今年一月に自社内で開いた読者權益保護委員会定例会議で産経新聞事件について討論した際も「告発・起訴当時、法律家の間では、検察が法解釈を間違えたか、国民感情に付和雷同してゴリ押ししたものと捉えていた。メディアは今からでも当時の韓国社会が理性的に告発・起訴したのか冷静に検証する必要がある。有罪にならない事案であることを知りながら起訴したのなら悪質な法律家であるし、有罪だと信じていたのなら無能な法律家だ」と、後出の感情的な報道姿勢に自省を促し、起訴した検察を批判するばかりで、本事件と自紙コラムとの関連性などに対する弁明・検証など何処吹く風といった素振りに終始した。

一月二二日、ソウル中央地検は控訴を断念し、加藤氏の無罪が確定した。控訴断念に

ついて地検は、「一審が加藤氏の記事の虚偽を認定しながらも誹謗目的がないとして無罪判断を下したことは、大法院判例に反するもので法理的矛盾があり、控訴して争う余地があるが、加藤氏の記事内容が虚偽であることと被害者の名譽が毀損されたことが裁判によって明確となった点、および外交部から韓日関係発展という大局的レベルでの善処を要請されている点を考慮した」と説明した。検察としては、本事件は名譽毀損罪が成立すべき事案であり、決して無理に起訴したわけではないが、年内中に実現したい外相会談への布石としての意味付けなど、日韓両国の外交的思惑を斟酌した措置として訴追を取り下げたという主張であるが、公職者に対する報道において、「報道内容が公職者個人に対する悪意的または極めて軽率な攻撃で相当性を欠くことが明確であると評価できない限り、直ちに名譽毀損罪が成立するとはいえない」とする PD 手帖事件上告審判例を踏まえているのか疑問である。

さて、加藤氏の記事に対して青瓦台秘書官は当初、民刑事双方の責任を徹底追及するとの声明を出した。そのため、今後加藤氏を相手取った名譽毀損の損害賠償請求訴訟が提起される可能性がある。しかし、当事者である朴槿恵大統領と鄭ユンフェ氏が民事訴訟に向けて準備しているという話は、今のところ確認できていない。

人を誹謗する目的でインターネットを利用する行為を処罰する情報通信網法第七〇条は、産経新聞事件のみならず、韓国での数多くのネット上の名譽毀損事件で適用され、これを憲法違反とする主張を含め、議論を呼んでいる。これまで憲法裁判所に違憲訴願された件数は三件で、うち一件は現在も審理中である。同条が表現の自由を侵害しているとして訴願申請され、今年二月に合憲決定が下された事例では、公共の利益のために物事の是非を「批判」することは「誹謗」に当たらないとしながらも、反対意見を示した裁判官からは、真実の摘示が名譽毀損に当たった場合は批判と誹謗の区別が常に明確とはいえず、また、虚偽や誇張された名譽に対して真実を摘示した場合であっても懲役刑が科され得ることを定める同条は過剰処罰であり、結果として表現の自由の萎縮を惹起するという声がかかっている。

韓国は軍事独裁政権当時、言論に苛烈な弾圧を加えてきた。IT時代の現在、ネット上で政権を「誹謗」する者を名譽毀損の名目で処罰し得るとする情報通信網法第七〇条は、「歴史」の影を引きずりながら、その違憲性を巡って今後も熱い議論が続きそうである。

(たなか としみつ・アジア研究所嘱託研究員)

# ブリヤート族の「一村一品」

十三世紀の初頭、ユーラシア大陸に出現したモンゴル帝国は一六〇年ほどの間に分裂、消滅した。帝国を築いた「モンゴル族」はモンゴル高原、シベリア、中央アジア地域に後退し、また大陸の各地に子孫が土着した。

現在の「モンゴル族」を定義するのはなかなか厄介だ。言語系統からみてアルタイ諸語のうちモンゴル諸語を話す、あるいはかつて話していた人々を「モンゴル系民族」とすれば、その人口は一千万人を超えると思われる。モンゴル国、中国内蒙古自治区、新疆维吾尔自治区、青海省、甘肃省、黒龍江省、ロシア連邦ブリヤート共和国、カルムイク共和国、アフガニスタンといったユーラシア大陸の広範囲に居住している。

「モンゴル系民族」は十七の部族からなる。ハルハ族はモンゴル国の人口の約七割を占める。その他にバルガ族(内蒙古自治区呼倫貝爾)、チャハル族(内蒙古自治区)、ブリヤート族(モンゴル国セレンゲ県、ロシア連邦ブリヤート共和国)、ジュンガル帝国の子孫オイラート族(新疆維吾



尔自治区阿勒泰、青海省、甘肅省、ロシア連邦カルムイク共和国、ダウール族(内蒙古自治区)、黒龍江省) トンシヤン族(甘肅省)、バオアン族(甘肅省)、ユダラ族(甘肅省)、トゥル族(青海省)、モゴール族(青海省)、モゴール族(青海省)、モゴール族(青海省)

族(アフガニスタン・ヘラート) などである。

バイカル湖の東部、と南部を囲むブリヤート共和国とモンゴル国北部のセレンゲ県にはブリヤート族が住み、双方の国境村ではロシア側、モンゴル側で交互に友好を確認する祭礼を毎年一回開催している。祭礼は「物産展示会」「交易会」「技術交流会」でもある。

「モンゴル系民族」のなかでブリヤート族は「働き者だ」といわれている。ブリヤート族の家庭では農牧業を営みながら意欲的に商品経済に参画し、事業資産を蓄えた家庭が企業を創業している。水資源に恵まれ農業を基本産業とするセレンゲ県は市場経済への移行に伴い中小企業が活発に創生している地域である。「ブラックチンギス」ブランドを確立したウオトカ製造、欧州への輸出を行うフェルト靴製造、レンガ製造、木工業、養蜂業と蜂蜜の商品化、チャチャルガン(サジー、シベリ)の栽培と飲料の商品化、ナチュラルチーズ、川魚の干物や燻製、ヒメル(ホップの一種)を使ったパン、各種野生植物茶、野生植物オイルや伝統薬品などがある。

人口約十万三千人のセレンゲ県には約二千社の中小企業が登録されている。県では産業発展基金による設備投資向け無利子融資制度や個人事業者向けの小規模運転資金を提供し、中小企業支援や協同組合支援を行っている。ブリヤート族の居住するセレンゲ県では家庭内手工業が中小企業の事業に成長し、さらに村が地場産業地域を形成しつつある。モンゴル北部地域に「一村一品」活動が展開している。

(西澤正樹・アジア研究所教授)

## ＊ 研究所だより ＊

アジア研究所では、第三十六回公開講座「経済統合とアジアの針路」を六月四日(土)から五回連続で開催いたします。昨年の秋の TPP 合意を受け、アジア太平洋地域におけるメガFTAのゆくえに注目が集まるところです。多くの方々のご来場をお待ちいたしております。

日時 六月四日(土)から七月二日(土)までの  
毎週土曜日 午後二時～三時三〇分  
場所 本学五号館 五二二教室

### 第一週 六月四日

大庭 三枝(東京理科大学教授)  
「アジアにおける地域統合の全体像・過去・現在・未来」

### 第二週 六月十一日

石川 幸一(アジア研究所教授)  
「ASEAN 経済共同体の創設・成果と課題」

### 第三週 六月十八日

菅原 淳一(みずほ総合研究所上席主任研究員)  
「TPP の概要と日本への影響」  
「TPP への期待と不安」

### 第四週 六月二十五日

奥田 聡(アジア研究所教授)  
「韓国・『FTA フロンティア』の消尽とメガFTAへの対応」

### 第五週 七月二日

遊川 和郎(アジア研究所教授)  
「中国・異質の経済圏構想」  
「二帯一路」と新秩序」  
(以上、敬称略)

公開講座について、詳細は亜細亜大学ウェブページ(<http://www.asia-u.ac.jp>)をご覧ください。か、〇四二二一三六一三四一五(アジア研究所、学務課)までお問い合わせください。